



龍ヶ崎市公告第36号

子育てスマイルパスポート事業運用システム構築及び利用
に係る公募型企画提案の手續開始について

このことについて、次のとおり参加申込及び企画提案を募集する。

令和5年4月28日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 業務名

子育てスマイルパスポート事業運用システム構築及び利用

2 業務概要

本市では、これまで、首都圏からの位置関係や子育て環境の特徴など、居住環境の優位性を中心に、市内外への積極的な情報発信や子育てしやすい環境の整備など、子育て世代の移住・定住促進や流出防止の取組の充実に取り組んできた。さらに、今般のコロナ禍の影響により、働き方や生活スタイルの変化などを受け、地方への移住に対する関心も高まっており、近年、本市においては子育て世代の人口の社会増の傾向が見られている。

一方、コロナ禍の影響などにより、本市の新生児の出生数及び出生率は、急激な減少が見られており、令和3年の本市の合計特殊出生率は、1.0を割り込み0.94となるといった状況にあり、まちの持続可能性を考える上でも、出生数の向上は喫緊の課題である。

そのため、本市のまちづくりの最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」では、子育て環境の更なる充実や少子化対策に対する事業を「リーディングプロジェクト」の1つである「未来創造プロジェクト」に位置付け、取組を強化することとしている。

本事業の実施に当たっては、上記の課題などを十分に理解し、本市が意図する子育て環境の充実及び少子化対策などに関する企画提案を求めるものである。

3 事業名称及び履行期間

- (1) 事業名称 子育てスマイルパスポート事業運用システム構築及び
利用

[業務の内訳]

- ア 令和5年度出産・子育て応援給付金等交付（子育てスマイルパスポート事業）運用システム構築
イ 令和5～9年度子育てスマイルパスポート事業運用システム利用

- (2) 履行期間

- ア (1)のアについては、契約の日から令和5年9月30日まで
(ただし、検査期間10日間含む。)
イ (1)のイについては、令和5年10月1日から令和10年3月31日まで

4 参加要件

企画提案に参加しようとする者は、法人格を有し、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(2) 過去3年度以内（令和2年度から令和4年度まで）に、国や自治体、共済組合等の公的機関に対する福利厚生サービス（カフェテリアサービス）や住民向けの各種ポイント提供サービスに係る業務を元請として受託し、誠実に履行した実績があること。
(3) 本事業を履行するための総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は企画提案書などの提出日において、自社にて3か月以上直接雇用していること。
(4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
(5) 提案募集の日から参加申込書の受付締切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号）に基づく指名停止期間中ではない又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号）に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てが

なされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。

- (7) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市の法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の滞納がないこと。

※ なお、参加申込、提出期限及び提出先などの諸手続については、「子育てスマイルパスポート事業運用システム構築及び利用公募型企画提案募集要領」を参照すること。

5 担当及び連絡先

龍ヶ崎市福祉部こども家庭課児童福祉グループ（担当：二野屏、豊嶋）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111 内線 247、285

メールアドレス kodomo@city.ryugasaki.lg.jp